

研究論文

市町村教育委員会の組織及び行政機能に関する研究

中 村 忠 雄*

A Study of Organization and Administrative Function of Local Boards of Education

Tadao NAKAMURA

【要 約】摂南大学教育学研究第2号で、「地方分権化及び市町村合併動向における市町村教育委員会の行政機能に関する研究—近畿2府4縣市町村教育委員会調査2005—（単純集計結果）」として報告した。本研究は、その調査をもとに、市町村教育委員会の組織と行政機能等、特に当面の課題解決のために審議会等に諮問している事項及び特色ある事業を中心に分析検討を行なった。第一に、市町村教育委員会の組織に関しては、府県教育委員会との連携、市町村合併後の市町村教育委員会の組織、小規模町村の組織について、比較検討を行った。本調査では教育委員会事務局回答数のうち、約3割が何らかの組織再編を行っていた。

第二に、今日的課題を審議する審議会等の設置状況とその審議内容については、学校統廃合関連が最も多く、次いで学校給食業務や幼稚園・保育所のあり方について、また教育をめぐる変化の激しい現状にあって、市町村のこれからの教育のあり方についての検討事項が多かった。特徴的な内容としては、特別支援教育の推進体制や軽度発達障害の支援センターの設置などの内容があった。

第三に、教育委員会の新規事業等に関しては、圧倒的に小学校の安全緊急対策事業が多かった。学校安全対策、通学路安全対策、地域で子どもを守るネットワークづくりなど多様な取組が実施されている。次いで、家庭での学習習慣の定着等を図るため、自学自習力の育成を支援する事業が多かった。国際的に見ても、家庭での学習時間が少ない現状を反映しているものと考えられる。これらに関連して、家庭の教育機能を高めるための支援事業や家庭・学校・地域の連携に関する事業にも取り組まれている。最後に、法制度が整い2007(平成19)年4月から施行される特別支援教育の相談や推進に係る事業も今日的な課題として取り組まれている。

* 摂南大学外国語学部

I はじめに

本学教職教室では、2005年11月に近畿2府4県の242教育委員会事務局に実施した調査をもとに、摂南大学教育学研究Vol. 2に「地方分権化及び市町村合併動向における市町村教育委員会の行政機能に関する研究—近畿2府4県市町村教育委員会調査2005—」として報告した。101の市町村教育委員会事務局から回答をいただき、有効回収率は、41.7%であった。

今回は前回集計及び分析して報告できなかった質問項目を中心に報告するものである。具体的には、1 教育委員会事務局組織図 2 教育委員会事務局の組織再編や特色ある部・課の新設等について（調査票 問4） 3 今日的課題を審議・検討するための審議会等の設置状況について（調査票 問6） 4 教育委員会事務局において予算化した新規事業について（調査票 問7） 5 他の調査項目で組織に関連する事項について。これら5点についてできうる限り回答に忠実に報告することとした。

これらの問題意識の背景には、教育委員会制度の改革に関して中央教育審議会等の答申や各種団体の提言等の影響がある。すなわち、文部科学省が中央教育審議会に平成16年3月『地方分権時代における教育委員会の在り方について』諮問し、平成17年1月13日に中央教育審議会教育制度分科会地方教育行政部会がまとめとして報告した。これを受けて中央教育審議会からは、平成17年10月26日、『新しい時代の義務教育を創造する（答申）』が提出され、その中で、「教育委員会制度の見直しについて」は以下の4項目をあげて提言がなされている。

- ア 教育委員会の設置の在り方
- イ 教育委員会の組織の弾力化
- ウ 首長と教育委員会の権限分担の弾力化
- エ 教育委員会と教育長との関係

これらの内容が市町村教育委員会にどのように受け止められ具体化されているかを知ること本調査の目的の一つである。

II 教育委員会事務局の組織等に関して

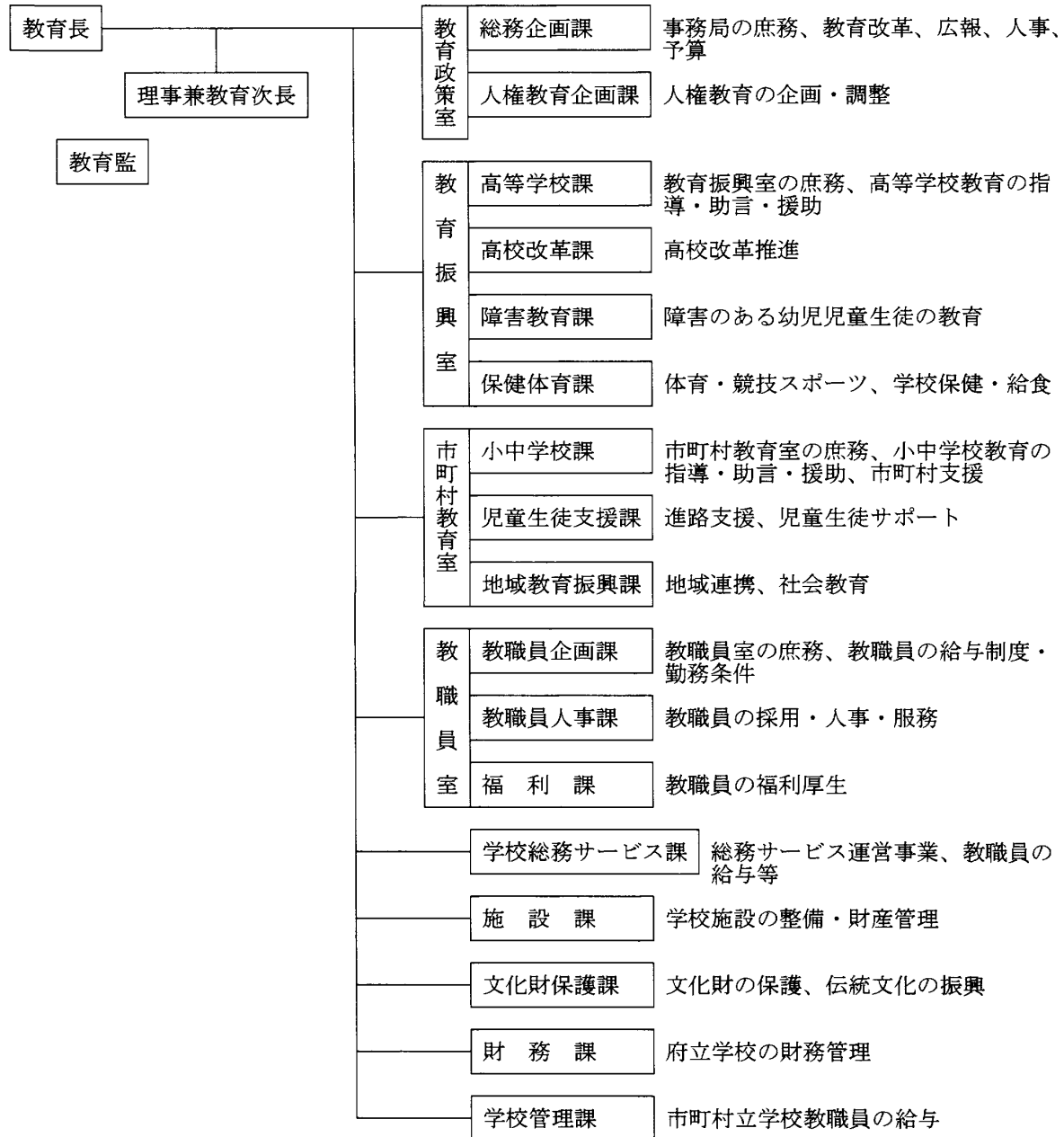
教育委員会の組織と権限を定めた「教育委員会法」が1948（昭和23）年7月に施行され、その後「教育の政治的中立性」、「教育行政の安定性」、「国と地方との連携及び教育行政と一般行政の調和」を目的として「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が、1956（昭和31）年6月に制定され今日に至っている。

先に述べたように現在、教育委員会制度についてはそのあり方が問われている。戦後60有余年を経て、形骸化を指摘するもの、縮小論や現在の形を基盤として活性化を図ろうとするものなど多様な議論がなされている。これらの経緯を踏まえつつ、回答のあった内容に焦点をあてて、事例的に報告する。

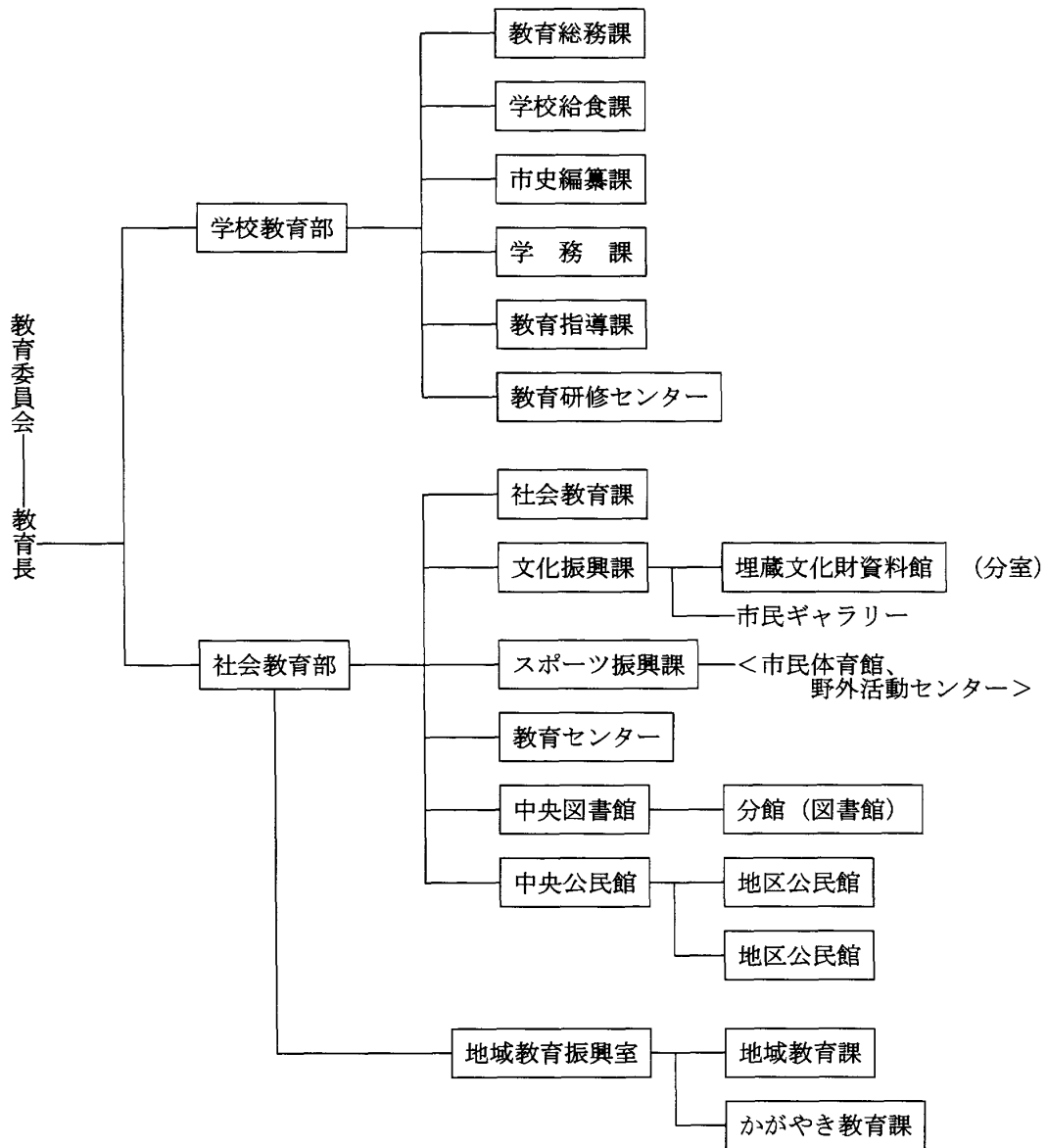
本調査では、各市町村教育委員会事務局の組織図を資料として提供していただいている。その内、府県の組織図（例1）、市の組織図（例2）、町村合併後の組織図（例3）、町の組織図（例

4) の4例を参考として示す。なお、府県教育委員会と市町村教育委員会との連携等の回数・内容等の具体については、摂南大学教育学研究第2号を参照していただければ幸いである。

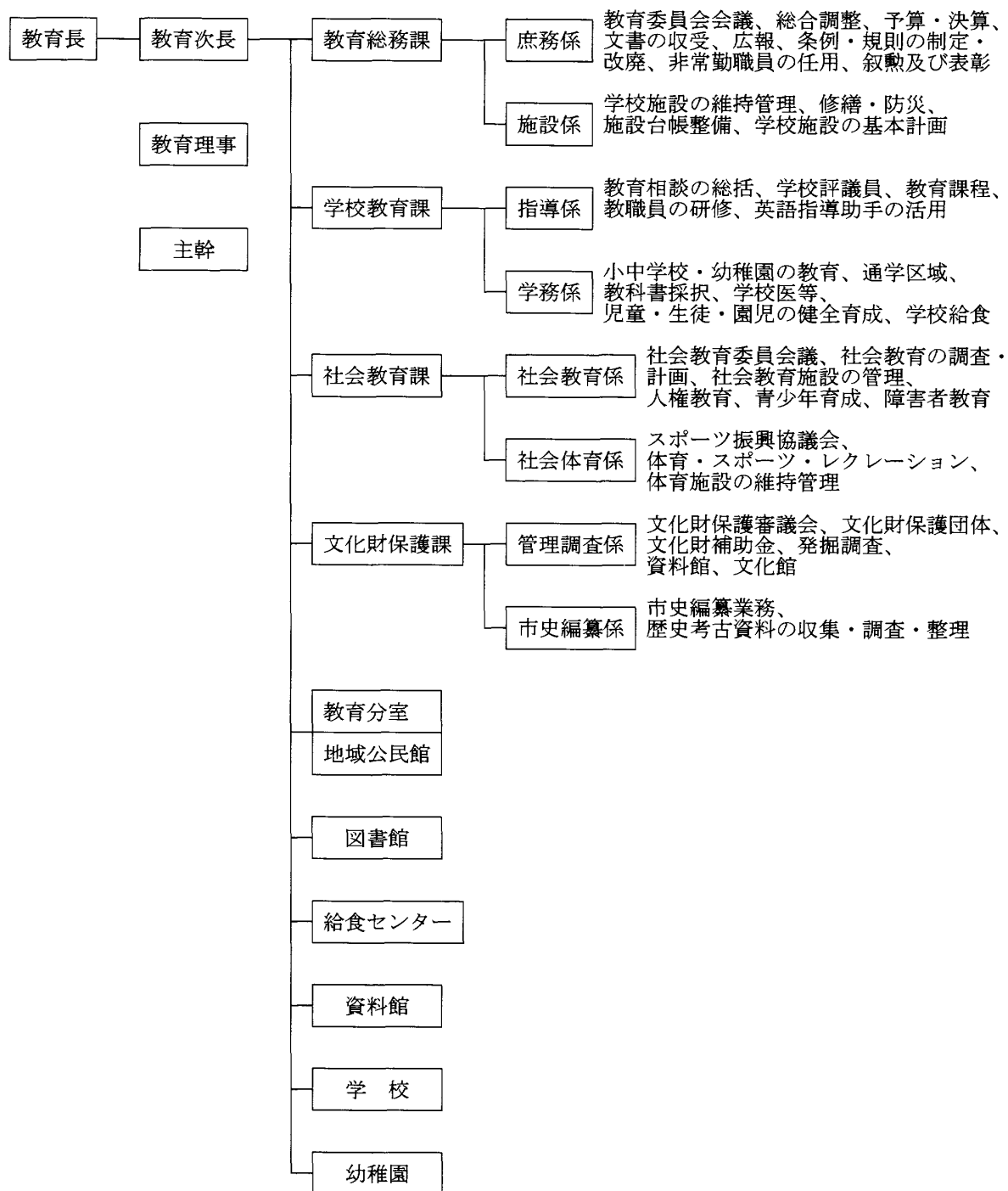
例1：A府県教育委員会事務局の組織図



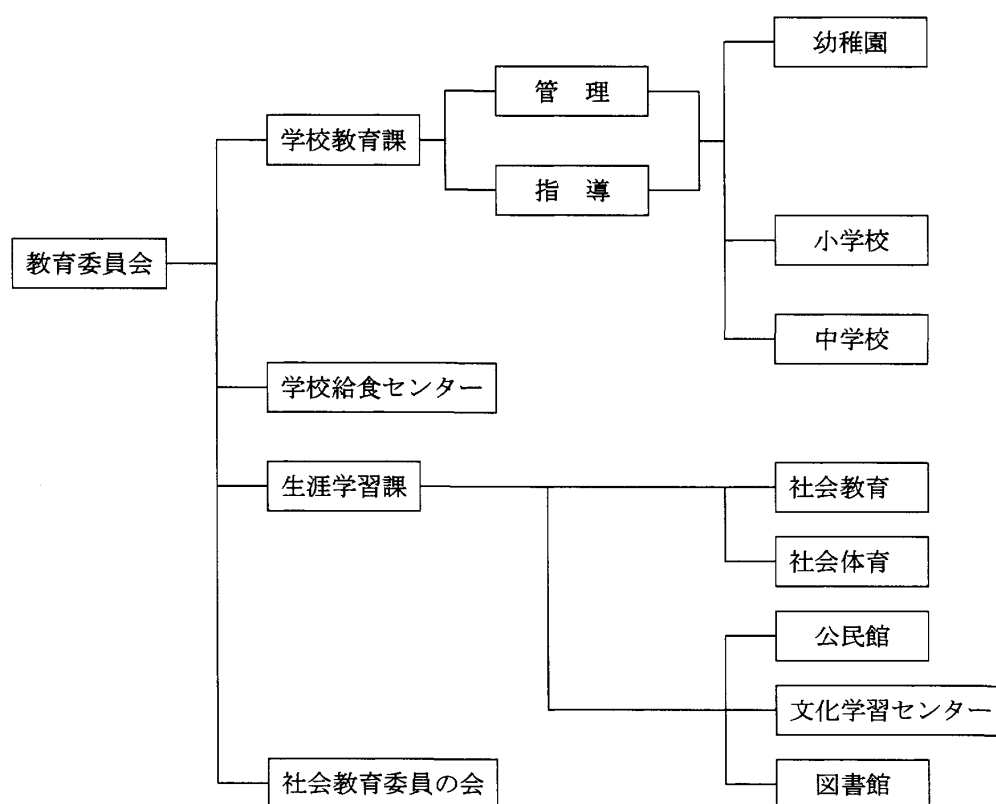
例2：B市教育委員会事務局の組織図



例 3：C市教育委員会事務局（6町合併）の組織図



例4：D市町村教育委員会事務局の組織図



1 教育委員会事務局の組織再編及び特色ある部・課の新設に関して

教育委員会制度の縮小論に関しては、平成13年「全国市長会」が『学校教育と地域社会の連携強化に関する意見—分権型教育の推進と教育委員会の役割の見直し—』を出し、生涯教育分野については「縦割り型ではなく、多方面からの総合的な対応が望ましいこと。このような分野については、教育の政治的中立性の確保という理由から特に教育委員会の所管とすべき強い事情があるとも考えられない」として市町村長の所管とすべきことが主張されている。

例えば、平成13年4月には、島根県出雲市において、それまで教育委員会の所管であった、文化財、芸術文化、スポーツ、図書館などの社会教育や生涯学習の分野が市町部局に移管され、教育委員会事務局は、学校教育に特化された業務を担うこととなった。

この点に関して、平成17年10月の中央教育審議会答申では、「教育委員会の所掌事務のうち、文化（文化財保護を除く）、スポーツ、生涯学習支援に関する事務（学校教育・社会教育に関するものを除く）は、地方自治体の判断により、首長が担当することを選択できるようにすることが適当である」とし、「自治体の判断で、文化、スポーツ、生涯学習支援に関する事務を首長が担当することとする場合、首長と教育委員会との連携を十分図る必要がある」と提言してい

る。本調査の回答の中にもその具体例がある。

他方、地方分権化を推進する立場から、地方分権改革推進会議は、平成16年に『地方公共団体の行政改革の推進等行政体制の整備についての意見－地方分権改革の一層の推進による自主・自立の地域社会をめざして－』を出し、「各地域の実情に応じて地方公共団体の判断で教育委員会制度を採らないという選択肢を認めるべき」として、教育委員会の必置という規制の弾力化を求めている。この点に関して、平成17年10月の中央教育審議会答申では、「教育行政における政治的中立性や継続性・安定性の確保、地方における行政執行の多元化（首長に権限が集中することへの危惧）、首長が広範な事務を処理する中で専門の機関が教育を担当することのメリット（安定した教育行政）、義務教育実施の確実な担保などの重要性を踏まえると、教育委員会設置は選択制にすべきではなく、必要な運用や制度の改善を図ることが必要であると考えられる」と示している。

これらの経緯や提言を踏まえて、『調査票問4－貴教育委員会事務局において平成12年度から現在までの間に、特色ある部・課の新設もしくは組織再編はありましたか』の回答内容から特徴的なものを以下に示す。回答の中には、同趣旨のものがあるので、必ずしも1項目1市町村に対応するものではない。

【組織再編及び特色ある部・課の新設】

- (1) 町村合併（平成17年10月1日）により、社会教育課が廃止され町部局の生涯学習課とスポーツ振興課へ移管された。
- (2) 行政フラット化（平成15年度）により、町教育委員会事務局が教育政策部に一本化され、課長クラスにチームリーダー、係長クラスにグループリーダーを設置する組織再編が行われた。
- (3) 幼稚園の新設に伴い、市教育委員会に幼児対策課が平成14年度に新設された。
- (4) 国体準備室（推進室）の設置。（都道府県と市町村の教育委員会及び教育行政と一般行政が連動する典型的な例である。）
- (5) 町教育委員会の組織が、人権啓発推進室、管理課、生涯学習課から、平成17年度より生涯学習課、学校教育課の二課に再編された。
- (6) 文化財関係及び文化振興関係課が、平成16年度より教育委員会から市長部局に移管された。
- (7) 町教育委員会事務局学校教育課に、平成17年4月保育・幼稚園係を新設した。
- (8) 平成17年10月1日に市町合併により、組織の再編が行われたが、特色ある部課等の新設等は行わなかった。
- (9) 町教育委員会内に、平成16年度に町史編纂室を設置した。
- (10) 町教育委員会の学校教育課と生涯学習課を教育課に統合し、教育委員会事務局に名称変更し、教育次長が部長職・課長職を担い、加えて学校給食センター所長も兼務する体制とした。
- (11) 町教育委員会事務局に、平成17年4月指導主事を配置した。

- (12) 構造改革により、市教育委員会に課外対策課の新設、同和教育指導課の学校教育課への統合などを行った。
- (13) 市教育委員会の青少年課を平成15年度に子育て支援課とし、子ども総合相談センターを新設した。平成16年度に、学校教育課に教育支援センターを開設した。
- (14) 市教育委員会の生涯学習課から、コミュニティー課を独立させるとともに、隣保館をコミュニティーセンター（コミセン）と改称し、コミュニティー課の所属とした。
- (15) 機構改革により、平成17年7月学校教育課と社会教育課を教育課に統合し、学校統合を進めるため、教育システム推進室を新設した。
- (16) 町教育委員会の学事課と社会教育課を統合し、平成17年8月から教育課一課とした。
- (17) 機構改革により、平成17年1月に町教育委員会を課制から部制とした。
- (18) 平成13年10月から、市教育委員会の社会教育課を生涯学習課に、体育振興課、図書館、文化ホールを文化・スポーツ振興課とした。
- (19) 町教育委員会に、平成14年度から町史編纂室を設置し、平成17年度から図書室を設置した。
- (20) 市町合併に伴い、平成17年4月1日から、市教育委員会の総務課に教育企画係、学校教育課に人事係を新設するとともに、新たに教育事務所を設置した。
- (21) 市教育委員会に平成15年10月幼児教育推進課を新設し、同課を平成17年4月より学校教育課内幼児教育推進係に改めた。また平成16年3月教育施設課を廃止し、教育総務課へ統合した。平成17年4月スポーツ振興課を新設すると共に、生涯学習課より独立させ、関係部門を集約した。
- (22) 平成12年度に、生涯学習推進課、公民館、青少年課を統合し生涯学習課とした。平成14年度に、郷土資料室と自然資料館と文化振興課の一部事務を統合し郷土文化室とした。同時に文化部門を市町部局へ移管した。平成15年度に、係制から担当制に変更した。
- (23) 平成12年度に、地域教育推進室を新設し、社会教育課を、かがやき教育課に名称変更した。平成14年度に、3部（管理部・学校教育部・社会教育部）」を2部（学校教育部・社会教育部）に再編し、地域教育課を新設した。
- (24) 平成15年度より、幼保一元、合同保育実施のため、民生部（保育所所管）と教育委員会（幼稚園所管）の両機能を有する「こども課」（弊任発令）を設置した。
- (25) 平成15年度に社会教育課を生涯学習課に課名変更し、平成17年度から国民体育祭係を新設した。
- (26) 平成16年10月の機構改革により、民生部より学童保育室が、人権文化部より生涯学習課が町教育委員会に移管された。
- (27) 市教育委員会に、教育相談室の新設。
- (28) 平成17年度に、学務課、生涯学習課を統合し教育課とし、（特別支援教育に備え）教育支援室を新設した。

Ⅲ 今日の課題を審議・検討するための審議会等の設置状況について

次に『調査票問5－貴教育委員会において平成16年4月1日から平成17年10月1日までの間に新設された、今日的課題を審議・検討する審議会・専門部会等がありましたら、そのすべてについて、下欄にご記入ください』に基づき、当面の課題等の解決に向け、教育委員会事務局がどのような組織を通じて審議・検討を行っているかについて、主なものを事例的に報告する。なお、回答の中には、同趣旨のものもあるが、主な審議テーマの内容を知ることにも必要であるため可能な限り取り上げた。

| 【会の名称】 | 【主な審議テーマ】 |
|-----------------------------|--|
| 1 幼児園評価委員会 | ・幼児園での課題を検討・研究する |
| 2 発達支援センター | ・軽度発達障害の幼児を、相談員を通じて適切な就学に結びつけるため |
| 3 特別支援教育推進協議会 | ・特別支援体制づくりと児童生徒への支援について |
| 4 学校給食運営委員会 | ・学校給食の実施計画、給食費予算・決算 |
| 5 教育の在り方を考える懇話会 | ・①コミュニケーション能力の向上 ②心の教育の推進 ③子育て支援と幼児教育の連携・充実 ④その他 |
| 6 夢と希望の教育推進委員会 | ・本市教育方針の具現化 |
| 7 教育構想検討委員会 | ・町立学校のあり方について |
| 8 史跡整備検討委員会 | ・市内の史跡について貴重な文化財としての保護並びに観光資源、学術資料等としての有効活用を検討する |
| 9 教育問題審議会 | ・市のこれからの教育のあり方について |
| 10 町学校適正配置審議会 | ・合併前の旧町内における幼小中学校の適正配置について |
| 11 全国高等学校総合体育大会競技準備会 | ・市で開催される競技の円滑な進行のため |
| 12 指定管理者候補者選定委員会 | ・教育委員会所管の「公の施設」を管理する候補団体の選定 |
| 13 学校給食調理業務の民間委託検討委員会 | ・学校給食の運営経費の節減の観点から、給食調理業務の民間委託の方途の検討 |
| 14 公民館運営審議会 | ・公民館の運営について |
| 15 幼稚園教育検討委員会 | ・幼稚園教育の方向づけのため |
| 16 就学前教育推進に係る公立幼稚園教育の在り方懇話会 | ・就学前教育の基本理念、公立幼稚園の運営等について |
| 17 国語力向上委員会 | ・小中学校における国語力向上に向けて実践的取組の検討 |
| 18 教科書採択選定委員会 | ・教育委員会の諮問を受け、小中学校教科用図書選定に関する意見を答申する |
| 19 学校統合問題検討委員会 | ・学校統合問題について審議 |
| 20 就学前教育審議会 | ・今後の就学前教育の在り方について |

2.1 特別支援教育体制推進事業 ・市としての特別支援教育の方向性の検討、調査研究への調査研究運営会議 助言、他の組織との連絡調整にあたる

2.2 学校規模適正化審議会 ・市立小中学校の適正規模適正配置と通学区域について

以上のように、少子化や町村合併に伴う学校統合や適正規模、通学区域の在り方などの課題、就学前教育や少子化に伴う幼稚園（保育所）のあり方についての課題と共に、いつの時代にも求められる、教育の理念・在り方などに関する審議・検討が行われている。

また、法制度が一応整備され、平成19（2007）年4月新たな体制で実施される「特別支援教育」への小中学校等での対応が喫緊の課題となっていることが大きな特徴となっている。この点に関しては、次に報告する特色ある事業にも反映されている。

IV 特色ある新規事業等について

次に、『調査票問7. 貴教育委員会における今年度の新規事業がありますか。ありましたら、そのすべての事業等について下欄にご記入ください。』の中から特徴的な事業を取り上げた。校舎の補修整備等については除いているが、事業の内容や考え方をすることも参考になるため、重複するものも取り上げている。

組織の改革や審議会等における答申を受けて、新規事業の予算配当により課題解決の実現を図るという面と同時に、学校事故や小学校の登下校の安全などは緊急の対応が必要となってくる。各教育委員会が、市町村の規模や限られた予算内で創意工夫し、いかにご苦労されているかが感じ取れる。また、全体的に財政状況が厳しい中で、財政政担当部局との対応が教育委員会事務局の大きな業務となっていることが伺える。

【事業の名称】

【事業の内容】

- | | | |
|---|---------------------|--|
| 1 | すくすく教育特区 | ・小学校3年まで35人程度を上限とする少人数学級を編制、きめ細かな教育を行う。必要教員は町費 |
| 2 | 幼稚園入園料低減 保育料口座振替 | ・入園料を同一家族二人目から無料と保育料の口座振替での納入 |
| 3 | 青少年講座事業 | ・独身男女・中高生対象に「ランチとデザート」、 「生花・着付教室」、「サマーサイクリング」など |
| 4 | 青少年ふれあいセミナー | ・独身男女を対象にふれあいや、仲間作りを目的に |
| 5 | 算数・数学向上事業 | ・算数・数学の学力向上を目的とする（国事業） |
| 6 | キャリア教育実践活動 | ・五日間の体験（職場）を行う（県事業） |
| 7 | 幼小連携推進事業 | ・幼小学校が連携を図りスムーズな就学を行う（県） |
| 8 | たくましい体力づくり推進事業 | ・体力低下に歯止めをかけ、活気ある学校づくり |
| 9 | 家庭の教育機能総合支援事業 | ・不登校、いじめ、非行等困難な課題を抱えた家庭に学校の持つ教育機能を最大限に活用し地域や関係機関との連携のもと家庭機能を総合的に支援する |

- | | | |
|-----|------------------------|--|
| 1 0 | 小学校警備員配置事業 | ・危機管理マニュアル等に基づき緊急事態発生時等の通報を行うために必要な要員を配置し、学校生活の安全を確保する |
| 1 1 | 自学自習力育成サポート事業 | ・放課後学習相談室で学習アドバイザーと教員が連携し児童が家庭学習を家庭において自力でやりとげる力をつけるよう個別学習の相談及び指導を行う |
| 1 2 | 生涯学習センター等整備事業 | ・高層ビルの1～4階を買収し、市民参画のもと全市学習圏としての生涯学習センターの整備を図る |
| 1 3 | 公立小学校安全緊急対策事業 | ・小学校に「学校管理員」を配置 |
| 1 4 | 子ども安全見守り事業 | ・登下校時の子どもの安全を確保するため、各小学校区に「子ども見守り隊」を設置 |
| 1 5 | 学校給食事業の拡大事業 | ・合併に伴い給食未実施校の内、既存センターで対応が可能な小学校で新たに給食実施 |
| 1 6 | 小中連携教育E E 事業 | ・中学校区でエンジョイ・イングリッシュ事業を展開 |
| 1 7 | 小中連携教育 理科大好き／ 国語力事業 | ・中学校区で理科大好き事業と豊かな国語力事業を展開する |
| 1 8 | 学校安全対策事業 | ・小学校校門に受付員（警備協力員）を配置 |
| 1 9 | 通学路安全対策事業 | ・通学路の子ども見守り隊のボランティア活動グッズ等の購入 |
| 2 0 | 家庭の教育機能総合支援モデル 事業 | ・中学校内に適応指導教室を設置し、いじめ、不登校、非行等の問題解決のため専門員を配置し、家庭も含めた支援を行なう |
| 2 1 | 放課後学習研究事業 | ・小学校における学力向上のため、放課後学習のアドバイスを行う |
| 2 2 | 不登校緊急対策事業 | ・不登校支援協力員を中学校に配置 |
| 2 3 | 学びあい大好き事業 | ・研究指定校推進のため教科に応じ、きめ細かな対応を図る |
| 2 4 | 青少年海外派遣事業 | ・中学生に海外での生活を体験させ、今後国際的な視野で活動できる人材育成を図る |
| 2 5 | 子どもを守るネットワーク推進 事業 | ・「子ども安全パトロール隊」が登下校時の通学路や危険箇所巡回パトロールを実施し、犯罪や事故から守る保護活動を行う |
| 2 6 | 学校・家庭連携支援モデル事業 | ・家庭の教育機能の低下が指摘される中、不登校や非行、虐待等の課題を抱え、子育てや躰に悩みや不安を抱く「支援が必要な家庭」を総合的に支援 |
| 2 7 | 子ども安全見守り隊 | ・各小学校区に「子ども安全見まもり隊」を設置し、 |

- 28 家庭の教育機能総合支援モデル事業
 - ・ 登下校時の通学路における、子どもの見守り活動を行うことにより、子どもの安全を確保する
 - ・ いじめ、不登校、非行等、子育てやしつけに悩みをもつ家庭を総合的に支援するための体制づくり
- 29 進路選択支援相談事業
 - ・ 家庭事情や経済的理由により、進学をあきらめることなく、それぞれの希望を実現することを支援するため、奨学金活用の相談等を行う
- 30 国際理解推進事業
 - ・ 英語教育支援人材、英検受験料補助、英語指導助手派遣委託（ALT）
- 31 海外短期派遣事業
 - ・ 教員をカナダへ短期語学研修に派遣補助
- 32 児童生徒支援事業
 - ・ 中学校区に支援人材を置く
- 33 教育用コンピュータ導入事業
 - ・ リース満了に伴い新規リース契約
- 34 豊かな体験活動推進事業
 - ・ 命の大切さを学ばせる体験活動の促進に必要な資料を得るため、調査研究を行う（国の委託事業）
- 35 耐震補強工事（複数回答）
 - ・ 耐震診断後補強を必要とする学校の補強工事
- 36 自学自習サポート事業
 - ・ 大学院生を放課後学習サポーターとして、児童の家庭における自学自習を促す
- 37 小学校統合にかかる学校建設費
 - ・ 統合学校建設（体育館を除く）
- 38 中学校施設整備事業
 - ・ 身体障害者用エレベーターの設置
- 39 子ども安全メロディーパトロール
 - ・ 小学校下校時間帯に公用車二台が「森のくまさん」のメロディーを流しながら通学路等のパトロール
- 40 自学自習力育成サポート事業
 - ・ 家庭における学習習慣の定着など、児童生徒の自学自習力の育成を図るため、教員や地域の人材によるサポートチームが放課後の個別指導等を行う
- 41 特別支援教育相談事業
 - ・ 専門の相談員を配置し、保護者・教職員を対象に軽度発達障害等に関する相談事業を行う
- 42 校・園区の弾力化事業
 - ・ 各園20名定員枠で園区外の幼稚園に入園できる制度。中学校区についても平成18年度より実施
- 43 地域子ども教室（居場所づくり）
 - ・ 学校施設を利用し、土曜日や長期休業日に、地域の大人が指導員となり学習支援やスポーツ教室などを行う
- 44 安心メール配信システム導入事業
 - ・ 小中学校で防犯・防災の情報発信をメール配信するシステムを導入し、子どもの安全・安心を確保
- 45 マイタウンティーチャーの設置
 - ・ 生徒指導主事の授業時間軽減のために非常勤講師を配置
- 46 学校運営協力員の全校配置
 - ・ 全校に学校運営協力員（学校評議員）を委嘱
- 47 学生スクールボランティア
 - ・ 小学校に授業補助、クラブ活動補助、児童の相談

- | | |
|------|---------------------|
| 配置事業 | |
| 4 8 | ワイヤレスセキュリティーシステムの設置 |
| 4 9 | 小学校ALT事業 |
| 5 0 | 人の目の垣根隊事業 |
| 5 1 | 児童安全パトロール事業 |
| 5 2 | 子ども安全パトロール事業 |
| 5 3 | 愛ガード運動推進事業 |
| 5 4 | いきいきわくわく食育推進事業 |
| 5 5 | 学校園2学期制調査研究事業 |
- 相手などの学生ボランティアを配置する
- ・教職員が不審者等を発見した時、押しボタンを押してサイレンを鳴らし、周囲の教室に知らせると共に、職員室に場所を通報するシステムを全小学校に設置
 - ・小学校における英語力向上のため外国人講師1名を各校巡回で派遣
 - ・不審者や事故から守るため、地域全体で子どもを守る体制づくりを目的として、小学校単位で登下校時に見守り活動を行い安全・安心な学校づくりを目指す
 - ・小学校児童の下校時に2～3時間程度、1校2人体制でパトロールを委託
 - ・学校園の安全確保と児童の登下校時の安全を確保するため小学校に1名の警備員の配置
 - ・各学校区ごとに保護者・自治会・老人会等による「愛ガード運動推進委員会」を組織し、児童の登下校時に見回りや見守り活動を行う
 - ・子どもたちが食に関して正しい知識を身につけ、好ましい食習慣を形成させると共に、子ども自身が食に関する自己管理能力養い、生涯にわたって健康で生き生きとした生活が送れるよう、学校・家庭・地域が一体となって食に関する指導を推進する（国の委嘱事業）
 - ・全学校園2学期制を導入し、園児・児童生徒に豊かな学力と豊かな心を育て、一人ひとりの個性や可能性の一層の伸長を目指す。そのため2年間、調査研究モデル地域を指定し、全学校園での実施に向けた実証的な調査研究を推進する

V おわりに

摂南大学教育学研究第2号・3号の2回にわたり報告したが、地方分権化の動向の中、文部科学省と都道府県教育委員会、さらに市町村教育委員会とのそれぞれの役割分担や関連の在り方が問われている。また、そもそも教育委員会とは何をするところかという根源的な問いかけもある。おりしも、2007（平成19）年1月24日に政府の教育再生会議（野依良治座長）は、第一次報告をまとめた。その7つの提言の第6番に、「教育委員会の在り方そのものを抜本的に問い直すこと」と示されている。具体的には、教育委員会の情報公開や説明責任、文部科学省、都道府県教育委員会、市町村教育委員会、学校の役割分担と責任の明確化、人事権の市町村への移譲、第三者機関による教育委員会の外部評価制度の導入、小規模市町村の委員会の統合などについて提言がなされている。その中で、本報告に特に関連が深い事項として、『小規模市町村の教育委員会に対しては、広域的に事務を処理できるよう教育委員会の統合を進める【人口5万人以下の小規模市町村には原則として教育委員会の共同設置を求める】』と提言している。

小規模な教育委員会では、所管の学校園数が少ないだけに、きめ細かく迅速に対応できるメリットがある。反面、担当指導主事数が少なく、一人で多様な分掌を担当しなければならず、慢性的な多忙を伴うなど、デメリットと考えられる面も多い。いずれにしても、各学校への支援体制がより充実し、ひいては一人ひとりの児童生徒が、より充実した学校生活を送れるような条件整備を図ることが大切である。その視点に立って、今後とも継続研究として深めていきたいと考えている。お忙しい中調査にご協力いただいた教育委員会の関係者の皆様に、心から感謝し御礼申し上げます。

【参考文献】

- ・中央教育審議会『新しい時代の義務教育を創造する（答申）』平成17年10月26日
- ・地方分権改革推進会議『地方公共団体の行政改革の推進体制の整備についての意見－地方分権改革の一層の推進による自主・自立の地域社会をめざして－』平成16年
- ・国立教育研究所教育政策研究部「地方教育行政プロジェクト」『市町村教育委員会の行政機能に関する調査』平成9年
- ・文部科学省編集『特集 中央教育審議会答申「今後の学校管理運営の在り方について」』文部科学時報 No. 1538 平成16年